

情報ファイル

information file



年金・医療

国民年金基金に加入しませんか

国民年金基金は、自営業などの方々が老齢基礎年金（国民年金満額で年額78万8,900円）に上積みする形で、より豊かな老後を保障する公的な年金制度です。

加入できる方は、国民年金に加入し、保険料を納めている第1号被保険者の方です。

次のような特徴があります。

- ・終身年金が基本
- ・年金額が確定、掛金額も一定
- ・税制上の優遇
- ・自由なプランの設計が可能
- ・万一のときは家族に一時金
- ・少ない掛金でも始められ、掛金は途中で増減できます。
- ・年齢、性別、タイプで細かく区分けされていますので、詳しくは問い合わせてください。
- ・ただし、国民年金の付加年金を納付している方が基金に加入した場合、付加年金の納付はできません。

問合せ先

愛知県国民年金基金

☎0120-433-63173

高額医療・高額介護合算療養費制度

1年間の医療費と介護サービス費の両方の自己負担額を合算して、下表の自己負担限度額を超えた場合には、申請により自己負担の一部が支給されます。

申請方法 平成23年12月に支給の対象となる被保険者の方へお知らせを送付しました。未申請の方はお知らせに記載された問合せ先に申請してください。

※一定期間申請のない方については、再度ご案内する場合があります。

※計算対象期間中（毎年8月1日から翌年7月31日までの間）に市町村を転居をした方やほかの医療保険制度から後期高齢者医療制度に移られた方には、支給の対象となる旨のお知らせができない場合があります。支給の対象となるかどうかを確認いただき、具体的な手続きやご不明な点については、問い合せ先までご相談ください。

問合せ先

・ 圃市民窓グループ

☎5211111

国保担当 内線261・262

後期高齢者医療担当 内線227

医療費と介護サービス費を合算する場合の自己負担限度額

所得区分	70歳未満	所得区分	70歳以上75歳未満または後期高齢者医療被保険者
上位所得者	126万円	現役並み所得者	67万円
一般	67万円	一般	56万円
住民税非課税世帯	34万円	低所得者Ⅱ	31万円
		低所得者Ⅰ	19万円

※自己負担限度額は、毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間の合算を対象とします。

※高額療養費や高額介護（予防）サービス費に相当する額は、計算対象の自己負担額から除いて計算します。

いきいき広場内介護保険グループ
☎5219871

井野吟紅書展

広告

とき 2012.3.6 [火]—11 [日]
11:00-19:00 最終日 17:00

ところ 東京銀座・鳩居堂画廊 4F

主催 紅玉会 共催 何有社
後援 高浜市／高浜市教育委員会／高浜市文化協会
(財)独立書人団／毎日新聞社／(社)中部日本書道会

過払い金の返還 債務整理の無料相談

刈谷駅から 徒歩0分

着手金0円

事件処理に着手するまで



司法書士 今井裕司

このような方はご相談下さい!
●払い過ぎた利息を取り戻したい!
●過払い金のある貸金業者が倒産したら?
●年収の1/3以上は借りられないの?

刈谷市南桜町1-73 南口ファミマ2F

司法書士法人 あいち司法&相続 0120-979-851